

平成25年度 指定管理者運営状況点検・評価シート

対象施設名	徳島県立男女共同参画交流センター (ホール、研修室等を利用に供する業務等)	施設所在地	徳島市山城町東浜傍示 1 - 1
指定管理者名	一般財団法人徳島県観光協会	指定期間	平成 2 3 年 4 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日
施設所管課	保健福祉部 男女参画・人権課	【連絡先】	088-621-2177

1 施設の概要

設置年月日	平成18年11月11日																																									
設置目的	男女共同参画の推進に関する相談等を行うとともに、男女共同参画の推進を目的とした団体等に交流の場を提供することにより、男女共同参画が確立された社会の形成に資する。																																									
施設内容	* 本施設は、徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）の敷地の中に設置 施設規模 <table><tr><td>建築面積</td><td>2,716.50㎡</td><td>(1階</td><td>834.51㎡</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2階</td><td>1,881.99㎡)</td></tr><tr><td>専用駐車場面積</td><td>138.24㎡</td><td></td><td></td></tr></table> 主要施設 ホール、研修室1、研修室2、展示ギャラリー、こども室 ① 指定管理者による貸し館対象 ホール(142人)、研修室(54人・1室、24人・1室)、展示ギャラリー(148㎡) ② 他の指定管理者が運営する託児スペース こども室(92.43㎡) 部屋の構成：キッズルーム、託児室、子どもトイレ、調乳室、納戸 ③ 県職員が直接運営 1階（事務室、図書資料室、情報コーナー、印刷作業室）及び2階 学習室			建築面積	2,716.50㎡	(1階	834.51㎡			2階	1,881.99㎡)	専用駐車場面積	138.24㎡																													
建築面積	2,716.50㎡	(1階	834.51㎡																																							
		2階	1,881.99㎡)																																							
専用駐車場面積	138.24㎡																																									
利用料金等	<table><tr><td colspan="4">使用料(徳島県立男女共同参画交流センター)</td></tr><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="3">使用料の額</td></tr><tr><td>午前 (午前9時から 正午まで)</td><td>午後 (午後1時から 午後5時まで)</td><td>夜間 (午後6時から 午後9時まで)</td></tr><tr><td>ホール</td><td>8,760</td><td>11,660</td><td>9,020</td></tr><tr><td>研修室1</td><td>3,020</td><td>4,100</td><td>3,180</td></tr><tr><td>研修室2</td><td>1,780</td><td>2,400</td><td>1,860</td></tr><tr><td>規則で定める用具</td><td colspan="3">規則で定める額</td></tr><tr><td colspan="4">備 考</td></tr><tr><td colspan="4">1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の使用料の額は、この表の区分に応じたそれぞれの使用料の額を加えて得た額とする。</td></tr><tr><td colspan="4">2 商品の展示又は販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で利用する場合のホールの使用料の額は、この表及び1の規定にかかわらず、この表の区分に応じた使用料の額又は1の規定により算出した使用料の額に100分の500を乗じて得た額とする。</td></tr></table>			使用料(徳島県立男女共同参画交流センター)				区分	使用料の額			午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	ホール	8,760	11,660	9,020	研修室1	3,020	4,100	3,180	研修室2	1,780	2,400	1,860	規則で定める用具	規則で定める額			備 考				1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の使用料の額は、この表の区分に応じたそれぞれの使用料の額を加えて得た額とする。				2 商品の展示又は販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で利用する場合のホールの使用料の額は、この表及び1の規定にかかわらず、この表の区分に応じた使用料の額又は1の規定により算出した使用料の額に100分の500を乗じて得た額とする。			
使用料(徳島県立男女共同参画交流センター)																																										
区分	使用料の額																																									
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)																																							
ホール	8,760	11,660	9,020																																							
研修室1	3,020	4,100	3,180																																							
研修室2	1,780	2,400	1,860																																							
規則で定める用具	規則で定める額																																									
備 考																																										
1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の使用料の額は、この表の区分に応じたそれぞれの使用料の額を加えて得た額とする。																																										
2 商品の展示又は販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で利用する場合のホールの使用料の額は、この表及び1の規定にかかわらず、この表の区分に応じた使用料の額又は1の規定により算出した使用料の額に100分の500を乗じて得た額とする。																																										
開館日・休館日等	<table><tr><td colspan="2">● 休館日(徳島県立男女共同参画交流センター)</td></tr><tr><td>区分</td><td>休館日</td></tr><tr><td>ホール、 研修室1、研修室2 展示ギャラリー</td><td>毎月の第3火曜日 (その日が休日に当たるときは、その翌日)</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>① 火曜日 (火曜日が休日に当たるときは、その翌日) ② 1月1日から3日まで 及び12月29日から31日まで</td></tr><tr><td colspan="2">1 知事及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、この表にかかわらず、それぞれが行う業務に係る施設について、臨時に休館し、又はこの表に掲げる休館日に開館することができる。</td></tr><tr><td colspan="2">2 指定管理者は、1により臨時に休館し、又は休館日に開館するときには、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</td></tr></table>			● 休館日(徳島県立男女共同参画交流センター)		区分	休館日	ホール、 研修室1、研修室2 展示ギャラリー	毎月の第3火曜日 (その日が休日に当たるときは、その翌日)	その他の施設	① 火曜日 (火曜日が休日に当たるときは、その翌日) ② 1月1日から3日まで 及び12月29日から31日まで	1 知事及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、この表にかかわらず、それぞれが行う業務に係る施設について、臨時に休館し、又はこの表に掲げる休館日に開館することができる。		2 指定管理者は、1により臨時に休館し、又は休館日に開館するときには、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。																												
● 休館日(徳島県立男女共同参画交流センター)																																										
区分	休館日																																									
ホール、 研修室1、研修室2 展示ギャラリー	毎月の第3火曜日 (その日が休日に当たるときは、その翌日)																																									
その他の施設	① 火曜日 (火曜日が休日に当たるときは、その翌日) ② 1月1日から3日まで 及び12月29日から31日まで																																									
1 知事及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、この表にかかわらず、それぞれが行う業務に係る施設について、臨時に休館し、又はこの表に掲げる休館日に開館することができる。																																										
2 指定管理者は、1により臨時に休館し、又は休館日に開館するときには、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。																																										

2 指定管理者の業務

指定管理者 の業務内容	● 指定管理者は、次の業務を行う。 ① ホール、研修室その他の施設を利用に供する業務 ② 施設等の維持管理(知事が指定する補修等を除く。)に関する業務 ③ ホール、研修室、用具を利用しようとする者に対する利用の許可に関する業務 ④ 利用の許可を受けた者に対する使用料の徴収に関する業務 ⑤ その他本施設の管理に関し知事が必要と認める業務 (本施設を利用する者の利便を図るための子育て支援に関する業務を除く。) <参考> 本施設が行う業務の全容 ア 男女共同参画の推進に関する相談に応ずること(県が直営実施) イ 男女共同参画の推進に関する講座等を開催すること(県が直営実施) ウ 男女共同参画の推進に関する調査研究を行うこと(県が直営実施) エ 男女共同参画の推進に関する情報を収集し、県民に提供すること(県が直営実施) オ 利用者の利便を図るための子育て支援に関すること(他の指定管理者が実施) カ ホール、研修室その他の施設を利用に供すること キ その他 本施設の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること
----------------	--

3 施設の管理体制

管理体制

	正規職員	その他	計
計	5 人	6 人	11 人
専任	3 人	4 人	7 人
兼任	2 人	2 人	4 人

(平成26年3月31日現在)

```

graph TD
    GL[館長] --> SGL[総務課長]
    GL --> SBL[事業企画課長]
    GL --> SFL[施設管理課長]
    SGL --> KGL[係長]
    SGL --> KGL2[嘱託員]
    KGL --> KGL3[嘱託員]
    SBL --> KBL[主査]
    KBL --> KBL2[主事]
    SFL --> KFL[派遣職員]
  
```

4 施設の利用状況

利用者数 (人)	年度別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	H25	929	1,730	1,900	1,791	1,711	3,743	3,916	1,503	1,451	1,627	1,877	3,702	25,880
	H24	1,225	1,312	1,567	1,610	1,716	4,596	4,480	1,640	1,862	1,512	3,601	3,622	28,743
	H23	867	738	1,279	2,026	1,678	837	3,464	3,913	2,365	1,426	2,197	3,637	24,427

5 収支の状況

(単位：千円)

項 目		平成25年度	平成24年度	平成23年度
収入	指定管理料	27,464	27,464	27,463
	利用料金収入	-	-	-
	事業収入			
	その他	210	256	287
	計	27,674	27,720	27,750
支出	人件費	8,238	8,655	8,653
	管理運営費	18,588	17,942	18,070
	事業費			
	その他	788	1,115	761
	計	27,614	27,712	27,484
収支		60	8	266

6 コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減 の取組	・ 催事の規模・内容に合わせた勤務体制 ・ 誘致活動等の効率化及び物品購入の共同化 ・ 節水、クールビズ等の推進 ・ ペーパーレス化を推進
サービス向上 の取組	・ セルフモニタリングによる対応改善を推進 ・ アンケート実施による対応 ① 駐車場渋滞の緩和 駐車場入り口周辺の渋滞緩和策 ② 環境の整備 植栽腐食防止及び環境保護のため、「アイドリングストップ」を推進 ③ 施設機能の充実 館内表示板を大型化、大型案内モニターを設置 飲料の自動販売機を設置 空調機器送風口に回転扇を設置するなど、環境に配慮した適温工夫 ④ 案内看板の増設 ホームページからの利用申請書ダウンロードサービス 交流スペース等への安全確認カメラの設置 パントリーへの浄水器設置 ・ 地域連携及び地域貢献 ① 主催者の希望に応じ、地元企業を優先的紹介 ② 市民の散歩コースとなっている外周道路の屋外照明点灯

7 自主事業の取組状況

自主事業 取組状況	・ 「I N A K A 博」オープニングイベント開催をフレアと共催実施するなど利用者拡大への積極的な取組 ・ 利用促進・利便性の向上のための取組 飲料の自動販売機を設置
--------------	--

8 管理運營業務に係る点検・評価

項 目	評 価	点 検 結 果
①利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・利用者ニーズの把握 ・利用者ニーズへの対応 ・施設の利用促進	A	館内・催し物案内のための大型モニター新設 アンケートを実施・飲料の自動販売機を設置 浄水器の設置・案内看板の増設
②自主事業 ・計画した自主事業の実施	A	施設管理が主業務であり、自主事業としての該当業務はないが、施設内の案内モニター設置など県民サービスに努めている。
③適正な維持管理 ・施設の保守管理・修繕 ・年間作業計画に基づく適正な維持管理 ・県備品等の適正な管理	S	館内表示、行事案内設備の充実をはじめ、ギャラリー照明への配慮などに加えて、道路からの進入口に設置している広告塔への案内表示を整備するなど、利用者側の視点での設備管理に心がけている。 また、空調機器については性能不安定な機器の交換、定期点検など利用者側の視点に立った適切な管理が行われている。 ホール備品（ピアノ）等の定期点検も適切に行われている。
④収支計画 ・収支計画の達成状況 ・コスト削減の状況 ・外部委託の状況	A	光熱水費の節減に心がけている。 また省電力型の照明器具導入にも取り組んでいる。
⑤管理運営体制等 ・管理運營業務計画書 ・職員の配置、研修計画 ・諸規程の整備 ・利用料金の徴収、減免 ・モニタリングの実施状況	A	管理運營業務計画には、施設全般を見通した他施設との連携による利便性向上や利用者の利便性向上につながる業務努力が計画されており、職員配置や利用料金徴収業務についても利用者サービスの向上とともに委託にかかる仕様及び法令を遵守した計画となっている。
⑥職員体制 ・職員の労働条件	A	適切な労働条件が確保されている。
⑦地域への貢献 ・地元雇用の状況 ・地元企業への業務委託	A	県内事業者の活用や雇用拡大の意識がなされている。
⑧地域との連携 ・地元団体等との連携	A	財団の基幹事業である観光振興や現在の施設管理を通じた各種団体との効果的な連携がなされている。
⑨安全管理 ・安全管理体制、事故防止体制 ・災害等発生時の対応体制 ・マニュアルの整備、職員教育 ・個人情報保護への適正対応	A	「安心・安全・快適」を基本理念とした管理運営に心がけており、緊急時対応を目的とした各種打合せや合同消防訓練、救急・救命合同講習、マニュアル整備など事故防止や事後処理の対応準備を行っている。
⑩環境への配慮 ・環境対策の状況	A	ゴミの削減や段ボールのリサイクル、利用者へのゴミ持ち帰りや用紙持ち帰り協力などを推進している。
⑪その他 ・関係法令の遵守状況 ・情報公開請求への対応体制	A	管理施設の設置目的・趣旨に沿った管理運営を法令遵守の意識をもって行っている。また、開かれた施設運営にも心がけている。
総合評価	A	施設全般の適切な管理運営はもとより、危機管理や安全への配慮、法令遵守、地域の活性化につながるような県民サービスに心がけるなど適正な管理運営が行われている。

〈評価指標〉 S：協定書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
A：概ね協定書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われている。
B：協定書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫や努力が求められる。
C：管理運営が適正に行われたとは認められず、改善を要する。

※ 項目については、事業計画書と整合性をはかる。

9 その他（今後の課題及び対応等）

今後も引き続き、利用者からの意見、要望の状況を踏まえた利便性の向上が図られるような業務の推進及び効果的な広報による利用者確保を依頼した。